

別表(第3条、第4条関係)

区分	種目	障害及び程度	性能
給付	特殊寝台	下肢又は体幹機能障害 2 級以上	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調節できる機能を有するもの
	特殊マット	下肢又は体幹機能障害 1 級(常時介護を要するものに限る。)	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの
	特殊尿器	下肢又は体幹機能障害 1 級(常時介護を要するものに限る。)	尿が自動的に吸引されるもので、障害者又は介護者が容易に使用し得るもの
	入浴担架	下肢又は体幹機能障害 2 級以上(入浴にあたって、家族等他人の介助を要するものに限る。)	障害者を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの
	体位変換器	下肢又は体幹機能障害 2 級以上(下着交換等に当たって、家族等他人の介助を要するものに限る。)	介護者が障害者の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの
	移動用リフト	下肢又は体幹機能障害 2 級以上	介護者が重度身体障害者を移動させるに当たって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴う者を除く。
	訓練いす	下肢又は体幹機能障害 2 級以上(児のみ)	障害者が容易に使用し得るもの
	訓練用ベッド	下肢又は体幹機能障害 2 級以上(児のみ)	障害者が容易に使用し得るもの
	入浴補助用具	下肢又は体幹機能障害であって、入浴に介助を必要とする者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害者又は介助者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものは除く。

便器	下肢又は体幹機能障害 2 級以上	障害者が容易に使用し得るもの(手すりをつけることができる。)ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。
頭部保護帽	平衡機能又は下肢もしくは体幹機能障害 2 級以上	ヘルメット型で、転倒の際に頭部を保護できる性能を有するもの。
T 字状・棒状のつえ	平衡機能又は下肢もしくは体幹機能障害 2 級以上	十分な強度を有するもの
移動・移譲支援用具	平衡機能又は下肢もしくは体幹機能障害 2 級以上	障害者が容易に使用し得るもの
特殊便器	上肢障害 2 級以上	足踏みペダルにて温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。
火災報知器	障害等級 2 級以上(火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発生し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの
自動消火器	障害等級 2 級以上(火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消化液を噴射し、初期火災を消火し得るもの
電磁調理器	視覚障害 2 級以上(盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	視覚障害が容易に使用し得るもの
歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障害 2 級以上	視覚障害が容易に使用し得るもの
聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚障害 2 級以上 (聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯)	音、声音等を視覚、触覚等により知覚できるもの
透析液加温器	腎臓機能障害 3 級以上で自己連続携帯式腹膜灌流法(CAPD)による透析療法を行う者	透析液を加温し、一定温度に保つもの

ネブライザー (吸入器)	呼吸器機能障害 3 級以上又は同程度の身体障害者であって、必要と認められる者	障害者が容易に使用し得るもの
電気式たん吸引機	呼吸機能障害 3 級以上又は同程度の身体障害者であって、必要と認められる者	障害者が容易に使用し得るもの
酸素ボンベ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行う者	障害者が容易に使用し得るもの
盲人用体温計 (音声式)	視覚障害 2 級以上(盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	視覚障害が容易に使用し得るもの
盲人用体重計	視覚障害 2 級以上(盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	視覚障害が容易に使用し得るもの
携帯用会話補助装置	音声言語機能障害者又は肢体不自由者であって、発声・発語に著しい障害を有する者	携帯式で、ことばを発声又は文章に変換する機能を有し、障害者が容易に使用し得るもの
情報・通信支援用具	上肢機能障害又は視覚障害 2 級以上	障害者が容易に使用し得るもの
点字ディスプレイ	視覚障害及び聴覚障害の重度重複障害者(原則として視覚障害 2 級以上かつ聴覚障害 2 級)の身体障害者であって、必要と認められる者	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの
点字器	視覚障害 2 級以上	障害者が容易に使用し得るもの
点字タイプライター	視覚障害 2 級以上(本人が就労若しくは就学しているか又は就労が見込まれる者に限る。)	視覚障害が容易に使用し得るもの
視覚障害者用ポータブルレコーダー	視覚障害 2 級以上	障害者が容易に使用し得るもの
視覚障害者用活字文書読み上げ装置	視覚障害 2 級以上	障害者が容易に使用し得るもの

	視覚障害者用 拡大図書器	視覚障害者であって、本装置により 文字等を読むことが可能になる者	画像入力装置を読みたいもの (印刷物等)の上に置くこと で、簡単に拡大された画像 (文字等)をモニターに映 し出せるもの
	盲人用時計	視覚障害 2 級以上。なお、音声時計 は、手指の触覚に障害がある等のた め触読式時計の使用が困難な者を原 則とする。	視覚障害が容易に使用し得 るもの
	聴覚障害者用 通信装置	聴覚障害者又は発声・発語に著しい 障害を有する者であって、コミュニ ケーション、緊急連絡等の手段とし て必要と認められる者	一般の電話に接続すること ができ、音声の代わりに、 文字等により通信が可能な 機器であり、障害者が容易 に使用できるもの
	聴覚障害者用 情報受信装置	聴覚障害者のうち、必要と認められ る者	障害者が容易に使用し得る もの
	人工喉頭	喉頭摘出者	
	点字図書	主に、情報の入手を点字によってい る視覚障害者	点字により作成された図書
貸与	福祉電話	聴覚障害者又は外出困難な身体障害 者(原則として 2 級以上)であって、 コミュニケーション、緊急連絡等の 手段として必要があると認められる 者及びファクス被貸与者(障害者の みの世帯及びこれに準ずる世帯)	障害者が容易に使用し得る もの
	ファックス	聴覚又は、音声・言語機能障害 3 級 以上であって、コミュニケーション、 緊急連絡等の手段として必要がある と認められる者(電話(難聴者用電話 を含む。))によるコミュニケーション 等が困難な障害者のみの世帯及びこ れに準ずる世帯)	障害者が容易に使用し得る もの
共同 利用	視覚障害者用 ワードプロッ セサー	視覚障害者	編集、構成機能を持ち日本 点字表記法に基づき、入力 した文章を自動的に点字変 換が可能で点字プリンター との連動により点字文書の

			作成及び音声化ができるもの
排泄管理支援用具	ストーマ装具 (ストーマ用品、洗腸用具) 紙おむつ等 (紙おむつ、サラシ、ガーゼ等衛生用品) 収尿器	ストーマ造設 高度の排便機能障害、脳原生運動機能障害かつ意志表示困難 高度の排尿機能障害	障害者が容易に使用し得るもの

(注)

- 1 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の場合は、表中の上肢・下肢又は体幹機能障害に準じ取り扱うものとする。
- 2 聴覚障害者用屋内信号装置にはサウンドマスター、聴覚障害者用目覚時計、聴覚障害者用屋内信号灯を含む。
- 3 情報・通信支援用具とは、障害者向けのパーソナルコンピュータ周辺機器やアプリケーションソフト等をいう。